

平成27年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市立社会福祉センター			
導入年月日		平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
指定管理者		社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会	市所管課	健康福祉部地域福祉推進課、同部障害支援課	
指定管理料(27年度予算/26年度決算)		27,032,000円 / 30,991,000円			
		総合評価			
シート項目	基本項目	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置目的を100%理解し、職員全員で忠実に職務を全うしている。 福祉作業所の業務は十分に作業する者の立場に立って管理運営されている。 集会施設は設立の趣旨からも無料利用者が多いが誠実に管理運用されている。 アンケート結果も施設の老朽化以外は大きな問題はない。 			A
	事業運営	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の業務の特殊性から専門資格を有する職員が適切に配属されている。 労働条件は適法に管理されている。 アンケート結果での職員の対応は良好である。 事業運営上で求められた各管理体制は適正と認められる。 自主事業のメインは毎年恒例の「古本市」であるが、今年も大好評で当初の目的を達成できた。 			A
	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> センターが立地する諏訪町との地域連携に注力し、地元有力者の方々との意見交換を重視している。 実習性の受け入れ、地元中学生の職務体験等を受け入れ実施。 			A
	施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 設備は老朽化が進み、空調等のアンケート結果の要改善点もあるが、予算との関係で徐々に対応中。 地元での古紙、ダンボール等の集積場として協力している。 施設利用者の健康管理も実施している。 			A
	経費の執行管理	<ul style="list-style-type: none"> 経費節減には十分配慮している。すべての支払い(小口含む)は指定管理者の社会福祉協議会本体の決裁を受けており健全と言える。 			A
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い社会福祉協議会が指定管理者であり、すべてにおいて問題点はない。 			A
講評等	<ul style="list-style-type: none"> 基本項目では、福祉施設・集会施設の管理運営は個別の課題にも対応し、健全に行われていると判定。アンケート結果も、施設の老朽化から来る課題を除けば、職員の対応含めて好印象と判定。 事業運営も、主な職務の性格上、専門的な職員の配属がなされ、適宜な研修の受講、危機管理体制の確立も徹底されている。集会施設の減免利用団体の年間利用が大半であるが、福祉優先の施設の設置目的からやむを得ないと判定。 地域連携は、地域の町会等の役員の方々との意見交換含め、社協実習生・地元中学生の職場体験等の受け入れを実施して、地域の開かれた施設としての存在に気を配っている。年1回の恒例の古本市も、目標どおりの成果を収めることができた。 施設維持管理は、施設が老朽化し課題も多いが、市・社会福祉協議会等と相談し適宜修繕等を実施している。 経費の執行管理は、現状の指定管理料の年間消費結果のみではなく、月次管理状況も可能な限り市に開示報告願いたい。 				